

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員
会記録

< 第 2 号 >

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月7日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会〈第2号〉

開会の日時

年月日 平成21年7月7日 火曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後0時10分

場 所

第5委員会室

議 題

- 1 陳情第75号、第136号及び第141号
- 2 観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（新石垣空港整備事業の進捗状況について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員 長	比 嘉 京 子	さん
副委員 長	辻 野 ヒロ子	さん
委 員	座間味 一 幸	君
委 員	新 垣 良 俊	君
委 員	新 垣 哲 司	君
委 員	仲宗根 悟	君
委 員	高 嶺 善 伸	君
委 員	玉 城 ノブ子	さん
委 員	金 城 勉	君
委 員	平 良 昭 一	君

委員 新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

観光商工部長	勝目和夫君
観光企画課長	新垣昌頼君
土木建築部長	仲田文昭君
新石垣空港統括監	新垣盛勇君
道路街路課長	新里末守君
新石垣空港課長	栄野川盛信君

○比嘉京子委員長 ただいまから、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会を開会いたします。

陳情第75号外2件、本委員会付議事件観光の振興及び新石垣空港の建設促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る新石垣空港整備事業の進捗状況について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、観光商工部長及び土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、観光商工部関係の陳情第136号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております処理方針の目次をごらんください。

観光商工部関係は、新規2件となっております。

それでは、1ページをごらんください。

陳情第136号EMを新しい観光資源として導入することに関する陳情について御説明申し上げます。陳情者は沖縄県患者同盟設立準備委員会、代表真栄城守和でございます。

陳情要旨は省略し、処理方針について御説明させていただきます。

亜熱帯気候にある沖縄県は、多様な微生物の宝庫と言われております。

微生物の有効活用については、世界的にも注目されており、県内の研究機関や企業においてもこれまで多くの研究がなされ、商品開発等の実績があり、EM菌もその1つであると認識しております。

観光分野においても、EMを活用した食材を提供するホテルや、EMを活用した観光土産品等が観光客に提供されております。

有用微生物群の活用事例を観光資源とすることについては、今後の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2ページをごらんください。

陳情第141号沖縄県の政策を新しい観光資源として導入することに関する陳情について御説明申し上げます。

陳情者は沖縄県患者同盟設立準備委員会代表真栄城守和であります。

陳情要旨は省略し、処理方針について御説明させていただきます。

1 県においては、伝統的な観光資源である自然環境や歴史遺産等のほかエイサー等の地域文化や映画のロケ撮影地など、新しい観光資源を生かした観光振興にも取り組んでいるところです。

今後、新たな観光資源となり得る沖縄の魅力を探る中で、政策観光についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

2 県では、現在、自治体の議員や職員、大学・研究機関の研究者などの視察を無償で受け入れているところです。

これら行政視察受け入れの有償化については、一部の自治体で先行事例がございますが、主にノウハウ提供の有償化、受け入れ経費の負担などの観点から実施されているようです。

沖縄県における有償化実施については、観光客の誘客の視点からはなじまないものと考えており、現段階では検討の予定はございません。

以上が、観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○比嘉京子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 この陳情第141号の政策観光という概念ですけれども、新しい概念だと、造語ということですが、これは今現在どういう事例がありますか。

○勝目和夫観光商工部長 いろんな視察先で、県がいろんな方々、県だけじゃなくて市や町でもですね、いろんな視察が受け入れられていると思うんですけども、事例では、数少ないんですけども、横浜市あたりがそういう視察団を受けるときに1人につき幾らとかですね、1000円とかですね、有料化で説明を受けるとか。あと最近では夕張市ですか、夕張市の財政再建視察を見たいという希望が逆にあるらしくて、そういう視察を受け入れるときにですね、地域の自治体で対応するときには1人幾らとかいう形で受け入れているような事例が少しずつ出てきているようです。

○金城勉委員 その視察受け入れの有料化というのは単純なことでしょうけど、政策観光というその有料化云々ということとは別に、何かそういう行政の政策的なものを売りにして視察を受け入れる、インセンティブを提供する、そういうような何かあるのかなという受けとめ方をしているんですけども、その辺の政策的な、いわゆる他都道府県、市町村にPRする材料としての、行政のノウハウを政策的な何かとして注目を集めているのかなと受けとめるんですけども、その辺のところどうですか。

○勝目和夫観光商工部長 観光産業を最近ひっくり返してですね、産業観光という言葉がありまして。これはやはり歴史的な文化財とか、生産現場、工場などですね、例えば泡盛工場とか、こういったところとかですね、やはりそういう産業製品を観光資源として対応する取り組みが、観光産業じゃなくて産業観光という言葉が、最近そういうところが出てきて、そういう取り組みが始まってきているところもあります。

○金城勉委員　そういう意味で、行政の視察の魅力として、我が県、我が市町村についてはこういう政策を売りにしていますよと、来てくださいと。また行くほうも、そういう政策的な中身の魅力を見たい、聞きたい、調査したいというそういうことじゃないのかなと受けとめているんですけども、そういう視点からの事例というのはどうですか。

○勝目と夫観光商工部長　沖縄県では、例えば海水淡水化施設とかですね、それからウリミバエの中絶施設とか、あとは宮古島における地下ダムですか、そういうところを向こうから尋ねたいという視察などは現実的にございますけど、そういったものを束ねて、要するに政策観光としてパッケージというか、今商品化している実態はまだ県内にはございません。

○金城勉委員　非常に斬新な、いい視点をしているんだと思いますね。そういう意味では、行政の政策のメニューというものが観光の1つの誘因のパワーになるという視点だと思うんですね。そういう意味では、沖縄県としても他都道府県に、そういう形で沖縄県にはこういう他都道府県にはない行政的なノウハウがありますよと、あるいはまた、先進事例、取り組みはありますよ、そういうものを発信するというヒントになるんじゃないですか。

○勝目と夫観光商工部長　これからは、環境問題とか、例えばエネルギー問題ですね、例えば離島でエネルギーをすべて自然エネルギーとか、そういったもので賄うとかいうのはですね、世界的な逆に資源になる可能性があるし、我々もですね、名所、旧跡だけではなくてそういう行政のやっていることも、どんどん世界に売れるような情報の発信は考えていきたいなと思っているところです。

○金城勉委員　頑張ってくださいたいです。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員　ここに横浜市事例があるんですが、私もこれについては大分前に聞いたことがあるんですけど、要は、横浜市の行政のノウハウがよくて、全国から視察が頻繁に来て、ある意味で仕事にならないと、説明するのに。そ

れで有料化しようということがきっかけだったと思うんですが。横浜市がその視察に対して有料化した、その後の変化というかそこら辺もしわかるんでしたらお聞かせください。

○勝目和夫観光商工部長 最初、横浜市ではこちらに書いてあるとおり、25くらいのメニューをつくっているようですけども、その後ですね、5つに絞ったと。要するに、現実的な対応だと思うんですけども、5つに絞って、1件5000円で、あと1人ふえるごとに1000円とかという、こういう料金を取って対応しているようです。なぜ、5つになったかというのはですね、ちょっとその後そこまで調べていないというのが正直なところでございます。

○新垣安弘委員 その有料にしていたのを、メニューを25から5つに絞ったという。じゃあ、その要は視察が多過ぎて大変だという状況があって、そういう対応をしたと思うんですよ。結局は減ったということですよ。現実的には減ったと。わかりました。あとじゃ、その要は沖縄の場合、人を呼んで観光地としての立場もあるから、幾ら施設であっても金を取って呼ぶというのは観光地をいう観点からはなじまないということですよ。わかりました。

あと1点ですね、この陳情者の肩書きなんですが、患者同盟設立準備委員会ということになっていまして、通常は団体名と趣旨が普通はつながっていて、何か関連性があると思うんですが、これEMの件とこの政策観光の件、全然違うし、その団体の名称との関連もよくわからないんですが、そこら辺少し説明してもらえますか。

○新垣昌頼観光企画課長 この団体とEMの関係といえますか、そういったところは我々が情報を収集した範囲では、どういった考えがあるかということですが、県の財政がふえる、そのふえた財源を私たちのような団体にも使わせていただければというような趣旨がありまして、その県が政策観光というのを推進していただきたいというような趣旨でいらしたということでした。

○新垣安弘委員 この団体名の患者というのは、通常はあの特定の病気があってその患者ということがあると思うんですが、ここでいう患者というのはどういふあれなんでしょうかね。

○新垣昌頼観光企画課長 患者同盟の設立準備委員会という中ですね、これは

東京都にその患者同盟というのがありますが、結核を中心にした患者でございます。

○新垣安弘委員　じゃあ、いわゆる陳情の中身とこの団体名があって、その団体を代表するこの方なんですけど、団体の趣旨とこの陳情の趣旨とは全く関係ないということにとらえていいんですか。

○新垣昌頼観光企画課長　直接的なものではございませんが、支援をしていたきたいという要望があったということで理解をしております。

○比嘉京子委員長　ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員　EM菌の有効利用については、経済労働委員会でも審査があったんですけども、農林水産部のほうで審査をしたときには、農林水産試験場でその有用性について、試験、実験を行ったんですけども、その有用性が結果として出てこなかったということで、一応否定的な答弁があったんですけども、それを活用するというふうなことになる、具体的にはどういう活用ということが考えられるんでしょうかね。

○勝目和夫観光商工部長　観光商工部の立場としましては、微生物というのは非常に範囲が広くてですね、泡盛の黒麹菌とかそういったもの、豆腐のような紅麹菌とかですね、菌類、微生物類というのは非常に範囲が多くて、みそ、しょうゆを含めてやっぱり発酵学的には非常に大事なものだということで、産業的には大いに振興すべきだと基本的な考えがございます。EM菌に関しましては、そのうちの1つだということで、これを中心ということではなくて、そのうちの1つでEMの活用の仕方があるかもしれないのかと考えているところです。あと、観光関係につきましては、実はEM関係のですね、全国大会といいますか、会議がですね、国際的な会議が過去コンベンションセンターでずっとやられておまして、500名、600名くらいの会議ですか、そういう意味では会議、コンベンションという意味では、観光には非常に役に立っているということがございます。

○玉城ノブ子委員　これについては私も専門家じゃないものですから、今教えていただきたいと思うんですが、確かに、やっぱり多様な微生物の宝庫である

沖縄では、微生物を利用したいろいろな有効活用ということを検討してもいいんじゃないかなと思うんですけれども。だから、そのEM菌ということになると、具体的にその有用性がどうなのかというのはやっぱりみんなそこは考えるところだと思うんですよね。ただ、実際に商品化して、開発して出ているということなんで、そこら辺どうそれを位置づけて、やっぱりやっていくべきかと、観光資源に活用していくかということ、もっといろいろな方面から検討していく必要があるんじゃないかなと思うんです。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 委員がおっしゃるとおり、我々はEMは否定してなくてですね、いろいろな有用な微生物群の1つだと思っています。もしそれが観光資源になるようでしたら、やはりそのうるま市あたりはきちっと取り組んでいるところがあります。うるま市あたりですね、そういうような地域もありますし、先ほどの政策観光といいますか、産業観光といいますか、という新たな視点もございますので、その件は周りも見据えながら対応していきたいなと思っていますところなんです。

○**比嘉 京子 委員長** ほかに質疑はありませんか。

平良 昭一 委員。

○**平良 昭一 委員** 陳情の第136号。今のEMの件ですけどね。かなり水処理システム、処理の中で活用されている行政も多かったと思うんですけどね。特に下水道の処理施設あたりで、かなり取り組まれていることを聞きましたけれども、コスト的な問題でできないということを聞いているんですけども、その辺どうですか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 先ほどちょっとうるま市の話もしましたがけれども、図書館あたりでもですね、そういうEM菌をやって、浄化して今でもやっているというところがありまして、コスト的にはいろんなケースがあると思いますので、その件についてはパターンがいっぱいあると思いますので、なかなか難しいところがあると思います。費用が微生物でもかかりますので、そういう現実的な問題もあるのかなと思っています。

○**平良 昭一 委員** このEMが出始めたときにですね、いろんな種類があると思うんですけど、沖縄では2つの種類があるということで、非常に取り合いになったような経緯が確か記憶としてあるんですよ。その中での学術的な位置づけと

しての取り合いをしているような経緯を聞いたことがあるんですけど、その辺県内でのEMの取り扱いに関して、商業ベースでやっているところがあるのかですね、その辺情報ありますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 EMに関して、ちょっと観光と離れていくんですけど、やはり、琉球大学の比嘉教授が世界的に情報を発信したということで外に及ぼす影響が相当あったと思います。これが現時点では、我々は落ち着いていると見ております。一時相当本が出て、あの当時企画部関係者は相当EM派が結構いましてですね、毎日EMを活用して目に入れて目薬がわりに使っていた人たちもいましたけど、農林水産部では先ほどのお話もあってなかなか難しいという、県庁内部でもそういうところもあるくらいだったんですけども、その活用性、有効性、それはもう我々としてはもうEMを一つの推進する立場にはありませんので、すべてその中の1つだということで県としては対応してきたということでありまして、今はある程度EMについては少し落ち着いているのかなという気がします。

○平良 昭一 委員 観光と環境というのは若干結びつきもないかもしれないですけども、各小学校、中学校の中で、このEMを使って米のとぎ汁ですか、あれを一緒にしながらですね、そのまま川に流したらだめだと、下水処理をしたらだめだということで、EM菌を培養して川に流しているようなことを新聞記事等で読んだことがあるんですけども、実際、私が気になるのはこのEMというのが商業ベースの中でやっているんじゃないかというのが気になるんですよ。だから、この陳情が商業ベースの中での金もうけの分野の中での陳情になってしまっている気がしてならないんですよ。その辺どうお考えですかね。

○勝目 和夫 観光商工部長 基本的にはやはりビジネスだと、我々は思っておりますので。あくまでも、ただ観光ではないんですけども、観光商工部のほうとしては、微生物の有効活用というのは環境にも先ほどのお話で井戸に有効だというお話もありますし、ビジネスを展開するという意味では促進したい。それはあくまでも、全体の微生物の中の1つですよということでございます。

○平良 昭一 委員 この農薬、化学肥料を使わずにということで、県内のゴルフ場でEMを使ったゴルフ場があると聞いているんですよ。実際、そういうことが可能な状態でやっているのかどうか、全く肥料を使わなくて、要するに手さわっても大丈夫だというようなことがありますけれども、その辺県内に幾つ

かあるんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 新聞情報なんですけど、本部町のゴルフ場でそういうことをやっているというようなお話などは新聞にちゃんと載ってありましたんですけども、確認はちょっと今担当スタッフもできていないようです。

○平良 昭一 委員 これが可能であるのであれば、かなりアピール度というのはすごいかなと思うんですけども、その辺に対しての県としての推進とかそういう考え方はありますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 もちろんそういう環境性で非常に有効ということでしたら、沖縄だけの問題ではなくて世界に発信することができます。我々はそういうビジネス展開を促進するという一応観光商工部の立場としてありますし、ある意味ではまた環境がこれにはね返ってくるということもありますし、とにかく微生物の可能性はこれからも追求していきたいと思っております。

○比嘉 京子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根 悟 委員。

○仲宗根 悟 委員 1点だけ。そのEMの陳情第36号なんですけど、こちらはこれまで常任委員会のほうでも僕らがかかわっている観光商工部、それから農林水産部、きょうで3回目なんですよ、陳情見るの。こういうことを聞いていいのかなと思うんですけど、こういった私のとらえ方は一つの商品名、そして会社名だという認識の仕方をしてるんです。これまでも、こういった1企業の銘柄の陳情が出されてきた経緯があるのかどうか。何でこんな広範囲に広がって、EMの皆さんがこんなに一生懸命なさっているのかなということと、そして、今回こういったたくさん、各部局にわたって出てきたというのは初めてなのか、これまでもあったのかどうか、そこからお聞きできませんか。

○勝目 和夫 観光商工部長 はっきり言って、こういう事例はないと思います。それは議会事務局にも確認させていただければと思いますけど、面談した担当課長によると、また夏場に20本ほど陳情を出したいと、こういう話も本人はやっていたということでございます。

○仲宗根 悟 委員 先ほど観光商工部長がおっしゃっていた、大分以前大きく話

題になっていて今落ち着いているのかなというような答弁の仕方があったんですが、なぜまた今ごろになって、夏場にもまた加えてたくさん出そうというような準備をしているということで、この皆さんがこんなにもこう有用微生物を活用してくださいとアピールする部分についてどう評価するのかなと。

○勝目 和夫 観光商工部長 正直わかりません。

○仲宗根 悟 委員 先ほど言ったように、一つのその宣伝効果をねらっているのかなというようにお話、答弁があったんですが、そういうようなとらえ方でもよろしいのでしょうか、こちらも。もう一つですね、この政策観光の件なんですが、今陳情者は横浜市や夕張市には事例があるんだと。そしてまた、行政同士の視察で受け入れ側が相当忙しくなって、負担も大きくなって、従来の自分の仕事ができないほどの行政視察があるんだというように言い方をされているんですが、非常に従来の仕事ができないほど視察者がふえればすごい注目をされているのかなと、喜ぶべきかなと思うんですが。私たち県としては、観光客の誘客の視点からするとこれはなじまないんだというようにおっしゃり方をしているんですが、それはそれで受けとめたいんですがね。今まで、私たちも他都道府県あるいは市町村にお願いして視察を受け入れていただいているんですが、そのときにはやはり一つの条件として我が町で泊まってください、そして我が町の食堂やら使ってくださいというようにのが最低限度の条件というんでしょうかね。そういった程度で今まで無料でこの行政視察をさせていただいているんですかね。県として、これまで1年にどれくらいの割合で沖縄県を見たいとか、あるいは照会してほしいとか、どこそこの村づくりを見てみたいとか、いろいろな事例があるんですか、事例というかどれくらいの規模であるんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 県全体ではもっといっぱいあると思うんですけど、ある程度県のかかわっている施設に一応事例を申し上げますとですね、企業局の海水淡水化施設ですか、こちらは平成20年度の見学者が8273名おられたということと、あと特殊病害虫防除事業の病害虫防除技術センターですね、これはウリミバエの施設ですけど、大体外国から二、三十名毎年見えているというところがございます。大体こちらは特殊の研究対象ですから、大体300名から400名の中で外国人は1割くらいおると。あと宮古島あたりは中東あたりからも地下ダムという形で視察に訪れている話とか、沖縄県が進めている特別自由貿易地域、こちらもしろんな市議会議員のメンバーとか、市役所とか、他都道府県の

方々がですね、いろんな形で訪れているところです。あとこれから予測されるのはIT津梁パークですね、こういったところも相当視察団がふえていくのかなど。こういう県の主な施設でも多いですし、これは沖縄県内、離島も含めればいろんなところが視察の対象になるのかなと思います。

○仲宗根悟委員 今観光商工部長から説明していただいたとおり、私たちの県は島嶼県ですから、どこにも逃げないだろうと。陸続きの本土と違って研修地はここ、泊まりは隣の県といった具合に可能性としては非常にあるんですが、だとしたら、余計有料化したらがっぼがっぼ入るのかなと思ったりもするんですがね。皆さんの政策的な感覚からすると観光地にはなじまないんだというような判断のようですから、まあそれなりにたくさんお金は落としているのかなとも思っています。以上です。

○勝目と夫観光商工部長 横浜市とか夕張市は、地元をスルーしていくんですよ、その視察だけ見て。だからちゃんと有料で紹介したいという背景があって。沖縄県は県内でどこかでは泊まりますので、そこでお金をあえて取る必要はないというのが我々の考え方です。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 EMの陳情第136号ですね。関連するかどうかわかりませんが、久米島町でアトピーの患者を誘客、久米島町のホテルのスタッフが、これはどうなっています。今わかりますか。

○勝目と夫観光商工部長 これはですね、EMではないと思いますね。海洋療法といいますか、海水につかるだけで、要するに、ただれた皮膚が元に戻るとか、海水の浄化作用ですか、こういったところをうまく利用して、あと食物、アレルギー対策ですか、こういったものもセットで子供たちに対してそういう久米島町で商品化をして現在やっているという話は聞いております。

○新垣良俊委員 これはもう継続的にやっているんですか。1回やって終わったとかあるんですか。

○勝目と夫観光商工部長 継続してやっていると思います。

○新垣良俊委員 例えば、アトピーの場合は小麦が合わないとかなんかありますよね、食事で合わないとか。それらについては、例えば久米島町の芋とかです、それをその使ってやっているとか。どういうふうな、海洋療法という話、それだけではないと思うんですよね。食べ物が合わないとかでよくあるんですが、それについてどうなっていますか。食事関係の。

○勝目と夫観光商工部長 詳しいことはわかりませんが、ただ要するに食事も事前に問診して、アレルギーをチェックしてそれでも自然でできたもの、農薬をなるべく使わないようなものとかですね、相当工夫しているようです。それを海洋療法とセットして対応しているということは聞いております。

○新垣良俊委員 この陳情者の要旨に農薬、化学肥料を使用しているものがあるものですかね。アトピー患者の食事関係は合うんじゃないかと思ってるんですが、それについては今わからないということですかね。

○勝目と夫観光商工部長 農薬をなるべく使わないというのは、すべての最近の商品化に共通の話題として通じておりますので、何もEMだけではないと思っております。

○新垣良俊委員 もう一つの陳情第141号の観光資源ということですが、県においては自然環境とか話があるように、映画のロケ地がいろいろありますよね。粟国村もそうですが、伊是名村、それから東村もそうですが、観光資源についてですね、観光商工部は何ていいますか、現地に入ったことはあるかどうかですね。これは売れるんじゃないかとかですね。これは一般質問で話したんですが、久米島町のこれは旧の仲里村時代なんですが、林道で整備して周囲に桜の木が1000本以上あるんですよ。ロケーションがいいものですから、そこについてどうにかできないかとかですね、観光資源の開発ということで各地域を担当で回っているかどうかですね。

○勝目と夫観光商工部長 はい、一応ですね、すべて回っているかどうかというのはちょっとなかなか難しいところがあるんですけども。市町村と毎年、市町村単位で意見交換やっているんですよ。その久米島町でしたり、粟国村でしたり、そういうのを毎年やっておりまして、その中で現地を見たほうがいいとかいろんな意見交換をしますので、そういう必要性があれば我々もどんどん

現地の確認も、やはり現場を見ないと始まらないところもありますので、そういうのを積極的にやっていくつもりであります。

○**新垣良俊委員** ぜひ、観光資源を見るとこうまた開発しないといけないと思うんですが、渡名喜村で撮影した群青は最初栗国村に行っているんですよ。栗国村に行って、渡名喜村を見たことありますかと言われて、渡名喜村に渡ったみたいですが。渡名喜村に行って撮影の場所でいいんじゃないかということで渡名喜村に変わったみたいですが。ぜひ、地域の自然環境のいいところ、またロケーションのいいところ、たくさんあると思いますので、ぜひとも観光商工部です、開発をぜひお願いをして、要望ですが、以上です。

○**比嘉京子委員** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 議会は、陳情が出てくると他都道府県では委員会に付託しないで文書回覧して終わるところも多いんです。我々は、陳情者の願意をやっぱり県民の一つの権利として正式に受け付けて、委員会に付託してこのようにやっているわけですね。県民の税金を使って審査するだけの値打ちがあるのかな、どうかなと答弁を聞いて半信半疑になっているんですけど。そこでね、ぜひEMに対する県の評価、これを統一してもらいたいと思うんですよ。何も有用微生物でも効果がないという文面があったり、いや観光資源として実際に観光客が500名も来るんならいいんじゃないかという考え方じゃなくてですね、観光商工部も、農林水産部も、企画部も、文化環境部も、福祉保健部も一度集まって今後沖縄の看板としてEMが政策観光になったり、そういうことでいいのかどうかという評価をまずやったらどうかなと思うんですけどね。また夏に陳情も出るというんでね、そのために我々はその1ビジネス、1銘柄、1商品を議会が議論することがいいのかどうかということもあるものですから。これはあくまでも有用で観光資源としても、政策としても県は推進していきたいという立場にあるのか、いや有用性は認められないがというような両論併記なのかね。その辺について、もし議論、今回の処理方針を出すまでに各部局と横断的に相談した経過があるのかどうか、これからどうするのか、ちょっと教えてください。

○**勝目和夫観光商工部長** 基本的には、我が部としてはとにかく微生物の可能性というのはどんどんこれからも追求していきたいという、こういうスタンス

でございます。農林水産部はですね、特にEM菌に関しては今まで農業試験場等で評価できなかったという結果が出たということで、極めてこれは否定的な立場でございました。ただ今回の委員会で、農林関係の委員会でちょっとメモを確認したらですね、農林水産部長は試験場において試験結果を検証、評価し、その結果、効果があれば普及に努めていくと。つまり効果があるというデータがあれば取り組んでいきたいというコメントをしておりますので、だから農林水産部の意向は尊重しながら話し合っていきたいなと思っております。

○高嶺善伸委員 沖縄県は長寿県であったり、健康をこれから主とした産業を観光の政策にしていくとかいろんなことがあって、機能性食品というのは今非常に注目されているわけですね。だから、我々がこういう委員会で審査する以上、EMというのがそういう対象になるのかどうかという意味で、私は大事な県の判断を伴うと思うんですよ。逆に言ったら野放しにしておいて今後の動向を見ながら対応してまいりたいというのは、これは無責任なんです。だから本当に機能性も含めてEMというのが有用微生物ですと。それもPRの売りとするだけの機能性もあると。県も推進していきたいという評価をするかどうかというのは、私は消費者に対する信頼関係という意味では行政の関与というのも大事じゃないかと思うんですね。一部の自治体では既に取り組んでいるところもあれば、民間では例えばアガリエ菌というのもあったりね、いろいろ有用微生物でもいろいろあるわけですよ。どっちは効くとか効かないとか。だからそういうときにこそ、行政というのは客観的な基準である程度の評価をして対応するというのが必要ではないかなと思っておりますので、これについて、ぜひ今後のこともありますので、観光立県を目指す以上ね、こういう機能性のものについても十分な評価をする、対応するというところでどんなですか。

○勝目 和夫観光商工部長 その基本的にはビジネスの世界ですので、EM菌にしてもアガリエ菌にしても、県がですね、こういうものを評価する立場にあるかどうかというのは、我々としてはちょっとなかなか難しいのかなと。行政側がお墨つきを与えるというそういう役割ではなくて、その彼らがビジネスをしたい環境は促進していきたい。要するに、それは我々のスタンスとしてずっとありますけれども、一個々の商品としての認証とか、そういうお墨つきというのはまた行政機関としていろんな可能性がいっぱいある、微生物いっぱいありますので、それはちょっと今の段間では我が部としては考えていないということです。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆様、大変御苦勞さまでございました。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情第75号の審査を行います。
ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。
仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 それでは陳情について御説明申し上げます。

陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により説明いたします。

陳情第75号新空港の名称を八重山空港とすることに関する陳情の中で新空港の名称を八重山空港とするよう配慮してもらいたいとの内容で、陳情者は竹富町議会議長通事隆一となっております。

処理概要を説明いたします。

空港の名称については、飛行場設置許可申請書作成要領に、空港の名称は、当該空港の需要圏をあらわすとともに、その所在位置をおおむね推定できるものでなければならないとあります。

本県が設置管理するほとんどの空港についても、この趣旨を踏まえ、所在している島の名称を空港名としており、本空港も島名の頭に新をつけて新石垣空港と命名しております。この空港名称は、空港法施行令に規定されており、その変更については閣議決定が必要となります。

このため、空港を広くアピールする方法として、他都道府県においては空港名称とは別に、愛称を用いることが行われております。本空港についても、新石垣空港早期建設を進める郡民の会において、今年度から愛称募集を行うと聞いております。

新空港の名称については、空港の所在地である石垣市や関係機関とも調整し、

愛称による対応も含め今後検討していきたいと考えております。

以上で、処理概要の説明を終わります。

○比嘉京子委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することのないよう簡潔にお願いします。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行うようにお願いします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 先日、中部国際空港を見てきたんですよ。沖に埋め立てて空港をつくって、我々は中部国際空港と言っているんだけど、向こうに行くとセントレア空港というようなのがあって、今言った愛称とか、島の名称、空港名というような絡みからするとどのように皆さん評価してますか。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 中部国際空港につきましては、愛称としてセントレアということを使っているということでございます。愛称等といいますのは、東京国際空港の羽田とか、大阪国際空港の伊丹とかそういうこともございまして、一般的に使われている名称もございます。

○高嶺善伸委員 中部というのは島の名前ではないよね。だからなぜ中部国際空港というのか。セントレアというのが埋め立てで、あのセントレア空港というのが正式な名称ではないのかなと思ったりしてね。だから、愛称と空港の名称というものをもう少しはっきりこの件について教えてもらいたいんですけどね。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 中部国際空港の正式名称は、中部国際空港でございます。そしてセントレアと申しますのは愛称を募集いたしまして、中部というセンターと、空港のエアですね、ターミナルを取りまして、セントレアとしたということを聞いております。

○高嶺善伸委員 なぜそういう意味では30年の思いの空港ですので、行政用語としての正式名称ですとか、愛称というのをいろいろ多角的に検討してね、みんなが開港を喜んで待てるようにひとつ調整をお願いします。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会付議事件、観光振興及び新石垣空港の建設促進並びこれらに関連する諸問題の調査及び対象の樹立に係る新石垣空港整備事業の進捗状況について審査を行います。

ただいまの付議事件について、土木建築部長及び新石垣空港課長の説明を求めます。

まず初めに、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 前回3月23日の特別委員会以降の新石垣空港整備事業の進捗状況について御説明いたします。

平成21年3月末における全体事業費ベースでの進捗率は、約50%となっております。

用地については、事業の全体面積約204ヘクタールに対して取得面積で約201ヘクタール、取得率は98.5%となっております。交渉が難航している残り1.5%の未契約用地6件のうち3件については、平成20年11月に県収用委員会に収用裁決申請を行い、去る4月13日及び14日に石垣市内の白保公民館において県収用委員会による公開審理が行われています。このうち1件については、6月4日に権利取得採決及び明け渡し採決がなされ、用地を取得しております。共有地権者を含む残り3件については、去る3月17日に裁決申請を行い、そのうちの一般地権者の1件については、7月24日に白保公民館において公開審理が開催される予定となっております。共有地権者の2件についても、6月12日から26日まで裁決申請書の公告縦覧が行われたところであります。

県としては、今後とも全体の工事工程に支障のないよう、未契約用地の取得に向け鋭意取り組んでいく考えであります。

工事については、平成21年度も、前年度に引き続き赤土流出防止対策等自然環境に十分配慮しながら、用地造成工事、滑走路舗装工事、照明工事等を実施し、平成25年3月の供用開始に向けて鋭意整備を進めていく考えであります。

また、新石垣空港ターミナルビルについては、平成21年2月に石垣空港ター

ミナル株式会社が設立されております。去る4月には那覇事務所が開所され、会社業務が本格的にスタートしたところであります。今後のターミナルビルの建設スケジュールとしては、石垣空港ターミナル株式会社において、平成21年度から公募型プロポーザル方式による基本設計及び実施設計の発注を行うことになっており、平成23年度に建設工事に着手し、平成24年10月の完成を目途に取り組んでいくこととなります。

以上で、新石垣空港整備事業の進捗状況についての説明を終わります。

次に、新石垣空港の整備状況に関する補足説明を新石垣空港課長より説明させます。

○栄野川盛信新石垣空港課長 新石垣空港整備事業につきまして、前方のスクリーンを用いて補足説明をいたします。

初めに、用地取得の進捗状況、工事の進捗状況として平成20年度実績、それから平成21年施工計画、最後に事業スケジュールについて御説明をさせていただきます。

まず初めに、用地取得の進捗状況について図面を用いて御説明をいたします。お手元に同じ資料を配付してございます。新石垣空港整備事業におけます用地取得難航事案7件ですけれども、黄色で表示してある土地が7件になります。こちらについては前回も御説明しましたとおり、土地収用手続きに移行しております。県収用委員会の収用裁決は2回に分けて申請をしております。工事工程上、早期の取得が必要な4件5筆、今赤に変わった場所があります。つきましては昨年11月に裁決申請及び明け渡し申し立てを行っております。このうち、ちょうど赤にかわったんですが、こちら1件につきましては去る3月に任意交渉が成立して用地の取得を完了しております。残りの3件につきましては、先ほども説明がありましたように、去る4月13日及び14日、現地で公開審理が行われ、このうちの1件の土地につきましては6月4日に県で取得採決及び明け渡し採決がなされ収用を完了しております。残りこの2件につきましては、現在、収用審議中でありまして、年内には収用が完了するものと考えております。この2つの取得をすることによりまして、用地取得率は99.9%になります。

続きまして、共有地権者718名の土地2件、こちらの赤い土地2件、それから所在不明者の土地1件につきましては、去る3月に県収用委員会で裁決申請をしております。こちらの所在不明地については、来年の3月までに、それから共有地につきましては来年の9月までに取得をしていきたいと考えております。

次に、工事の進捗状況について御説明をいたします。画面は平成20年度まで

の工事の実施平面図となっております。赤く色塗りをした箇所が平成20年度まで施行した箇所でありまして、用地造成工事、それから国道のつけかえ工事、農道のつけかえ工事、グリーンベルトの設置工事などを実施しております。平成20年度までの事業進捗状況につきまして、航空写真を用いてもう少し詳しく御説明をいたします。この写真は、平成21年5月に新空港のカラ岳側から撮影した航空写真であります。用地造成工事が進み、新空港が徐々にその形をあらわしてきているのがわかると思います。この航空写真に空港施設の計画ラインをかぶせますとこのとおりになりまして、誘導道路、それから滑走路、エプロン等の一部が完成している状況がわかるかと思えます。

続きまして、この写真は平成21年5月に宮良側から撮影した航空写真であります。現在、カラ岳側と同様に用地造成工事等を鋭意進めているところであります。この航空写真の空港施設の計画ラインをかぶせますと、進入灯橋梁工事、つけかえ国道工事、用地造成工事などがかなり進捗している状況がわかるかと思えます。

続きまして、平成21年度の施工予定工事について御説明をいたします。画面で赤く塗られた箇所が平成21年度の施工予定箇所となっております。平成21年度におきましても用地造成工事、つけかえ国道工事、進入灯橋梁工事、それからグリーンベルトの設置工事、エプロン舗装工事等を実施する予定としております。用地造成工事につきましては、切り盛り土合計で約438万立方メートルの大土工工事となりますため特Aクラスと地元Aクラスとの共同企業体による総合評価方式一般競争入札工事として8工区に分割して発注をする予定で、現在、手続を進めております。つけかえ国道工事につきましては若干こちらが残っているんですけども、こちらにつきましては9月の中旬には完成しまして、国道そのものを9月の中旬には供用開始をする予定としております。進入灯橋梁工事につきましては、下部工事が若干残っておりまして、その整備と上部工の仮設工事を実施する予定としております。

最後に、事業のスケジュールについて御説明をいたします。新石垣整備事業は、平成17年度から事業に着手をし、平成25年3月の供用に向けて鋭意整備を推進しているところであります。用地取得につきましては先ほど御説明しましたとおり、平成22年9月までに全用地を取得し、工事につきましては自然環境に十分配慮をしながら、用地造成工事、照明工事、建築工事等を実施し、平成24年9月ごろの完成を予定しております。その後、国の完成検査及び飛行場検

査を経て平成25年3月に供用を開始する予定であります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○比嘉京子委員長 土木建築部長等の説明は終わりました。

これより新石垣空港整備状況の進捗について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては委員長の許可を得てから行い、重複することのないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 きょうの新聞にもちょっと出ているんですけども、推定1万4000年前のイノシシの骨などの遺物が見つかったということが明らかになっているんですけども。これ、新石垣空港の移設に係る調査の経緯とその内容について説明していただけますか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 今回のこの獣骨の件につきまして、経緯のほうから御説明をさせていただきたいと思います。本県が整備を進めております新石垣空港建設地内におきまして、平成19年8月掘削工事中に新たな洞窟が発見されておりまして、現在、この洞窟をC1洞窟と呼んでおります。済みません、パワーポイントでその場所についてちょっと表示をしますので、それを見ながら説明します。今表示してありますのが、空港本体に洞窟の位置をかぶせた図面でございます。この青で表示した部分は、工事着手前にその洞窟の位置が把握されておりまして、この赤い箇所につきましては、先ほども申し上げましたようにこちら浸透ゾーンという区域があるんですけど、この浸透ゾーンの掘削工事中に新たに見つかった洞窟になっておりまして、こちらがC1洞窟、こちらがB1と呼んでいますけど。この獣骨等が発見されたのはこちらのC1洞窟、浸透ゾーンの場所に位置する洞窟になっております。この洞窟については新たに発見されたものですから、洞窟の形状を把握する必要があるということで、コンサルタントのほうに洞窟調査測量を委託しております。平成19年12月にこの洞窟調査に参加をしたNPO法人の理事長—きょうの新聞にお名前も出ているんですけども—この方から人骨発見の報告がありまして、事業者の県は教育庁文化課のほうと協議をしまして、平成20年5月に人骨発見場所—こちらは人骨ホールと呼んでおりますけれども—地表から機械で掘削をしまして、文化課職員が内部に入って、その調査を実施しております。この際には、特に重要な発見はないということで報告を受けております。事業者の、それからこの調

査のときにNPO法人の理事長も立ち会っているんですけども、彼らがこの人骨ホールのさらに下に新たな骨が見つかった化石ホールというのがあるんですが、この化石ホールのほうで新たな人骨ですとか、あるいは大量の包含土砂を持ち出してあります。その2カ月後の7月に、この理事長のほうから県へ、この中の獣骨ーイノシシの骨ですけれどもーこれを独自に年代測定したところ1万4000年前のものであるとの連絡があったということです。この連絡を受けまして、県のほうでは再度人骨ホールより下の化石ホール、こちらは非常に洞窟が狭くて調査員が中に入れられないものですから、こちらでも地表のほうから機械で開削をして広げてですね、その中に埋蔵文化財センター職員が入りまして昨年の8月末から9月にかけて2度目の調査を実施しております。文化課のほうからは、この2度目の調査におきましても文化財保護法の対象となる遺構を遺物包含層は確認されなかったとの報告を受けてあります。しかしながら、今年度に入り理事長のほうから化石ホールから昨年5月に持ち出した、こちらはきょうの新聞にもありましたけれども土のうで80袋、1トン近くの土砂について愛知教育大学のほうで分析をしたんですけども、その中に大量の獣骨、ネズミの骨とか、イノシシの骨とか、あるいはコウモリの骨とかというのが確認されたということで連絡を受けまして、県としては、2回の調査で確認できなかった。それに対して県だけで調査したのは少し手落ちではないのかという指摘がございまして、今回、きのうから専門家の先生も入れまして、現地のほうで再度確認調査を実施しているところであります。

以上が、これまでの経緯であります。

○玉城ノブ子委員 県から委託を受けたね、新聞にも載っていますけれども、NPO法人沖縄鍾乳洞協会の山内理事長が洞窟から土器だとか、貝とか人骨などの遺物を多数発見したということで、イノシシの骨や人骨などを1000点も収集したと。洞窟全体の本格的調査の必要性があるということで、県に伝えたということの経緯がありますよね。ところが、県のほうでは洞窟で用いられる専門的な指標による調査を実施していなかったんじゃないかという、2回にわたってそれが発見できなかったということは専門的な手法がきちんと用いられてはいなかったんじゃないかというふうな疑問の声が上がっているわけですよ。これに対してはどうお考えですか。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 沖縄鍾乳洞協会に依頼をいたしましたのは、洞窟の中の文化財調査を依頼したわけではございません。測量調査の、洞窟の中の形状調査を依頼したわけでございます。その調査の中で遺物があったものを

県に無断で勝手に持ち出されているわけです。その後に文化課が入って調査をしたということのような状況になっております。これは本来でしたら、出たものは県に提出してもらって、県が文化課等に調査を依頼するというようなものでございますので、勝手に持ち出した行為については遺憾に思っております。

○玉城ノブ子委員 私が聞いているのはそういうことじゃなくて、2回にわたってそういう人骨や皆さんが調査したけれども、2回にわたってそういう人骨だとか、イノシシの骨だとか、今発見された今度の調査で出てきたものが、その時点では出てこなかったと。もう少し専門的な手法でやれば、その時点ですべて出ていたんじゃないかというふうなことであるわけですよ。その時点で、そういう手法できちんとやるということが必要だったんじゃないですかということなんですよ。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 文化課とはですね、県立埋蔵文化財センターはその道の専門家でございます。その前に、その沖縄鍾乳洞協会の方が持ち出されてしまっているわけですね。実際にそのものがなかったということで、そういうことになったのかなと考えております。

○玉城ノブ子委員 ただ今回はね、調査をしたらやっぱりそういう人骨だとか、そういうものが出てきたということであるわけですから、その中にはそういうものがたくさんやっぱり残っている可能性があるわけなんですよね。ですから、これについて、なぜそういう調査がおくれたかということをお私に指摘したかったわけなんですけど。今回の調査でかなりの人骨だとか、いろんな遺物がたくさん出てきているということですから、それについては慎重に専門家が、県としても調査をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかということをお私としては言いたいわけなんですよ。可能性としてね、これだけのものが出てきたということになると、中にやっぱり遺跡の存在する可能性もやっぱりあるわけですよ。文化財としてきちんと保護していかなくちゃいけないということになると思うんですよ。そういうことからして、やっぱり専門家に頼んで、きちんとした調査をやっぱりやるべきじゃないかということであるわけです。文化庁からもそういう意味では指摘を受けているわけですよ。

○新垣盛勇新石垣空港統括官 専門家とおっしゃいますけど、県の文化課も、また県の埋蔵文化財センター、今度参加されます沖縄県立博物館・美術館、琉球大学の人類学の専門の方も参加されますーそれは5月にも参加されておしま

すけどーただ、前回、去年の調査で発見できなかったのは、やはりその前にその沖縄鍾乳洞協会の方が持ち出してしまっていたと。そういうことがございましてですね、そして持ち出したものの中に1万4000年前の異物、獣骨等があったということを行っているわけがございましてですね。今回の確認調査、きのうから始まっていますけれども、その中ではそれが実際どこにあったのか、そういうものも含めて調査をしていこうということでございます。

○玉城ノブ子委員 では今後の調査については、きちんとやっぱり、さっきも話ししたんですけれども、遺跡の存在する可能性もあるし、文化財保護の立場からきちんとした保存が必要だと思うんで、そういう意味では、慎重にこういうものの扱いについてはちゃんとした調査をぜひやっぱりやっていただきたいと。今後の計画について、調査の計画についてちょっと伺います。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 本来、文化財の調査につきましては県とまた教育庁、県の埋蔵文化財センターとか、専門家が県の文化財とかの調査をやっているわけがございまして、そういうところに調査をお願いするのが本筋だと思っております。今回の調査を検討いたしまして、それ以降の調査が必要でしたら専門家の方々に文化財の調査をしていただきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 この人骨については年代の測定、これもやっぱり必要なんじゃないかなと思うんですよね。1万4000年前のものじゃないかという測定がありますけれども、人骨についてもそういう年代の測定等もやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 1万4000年前のものといえますのは、獣骨でございまして。人骨につきましては、以前5月に調査した段階では琉球大学の先生が目視での調査をしたんですけれども、500年以前のものだというような話がございまして、それについても今後また再調査をしていくということでございます。

○玉城ノブ子委員 科学的にですね、これは非常に重要な文化財になる可能性があるわけですから、皆さんとしては慎重に、工事を急ぐ余りにですね、こういう大事な文化財、こういう形で失われていくというのは絶対に問題があるので、今後の調査については皆さんまた慎重に対応していただきたいと、土木建築部長そういうところはしっかりと対応をお願いします。

○仲田文昭土木建築部長 これまで経緯を説明させていただきましたけれども、当然私どもは工事に当たっては、環境については非常に慎重にやっておりますので、また今回のこういうものが出てきたことについて、専門家のほうでしっかりと調査していただいて、必要な調査をやっていただくということにしたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 あともう一点なんですけれども、カラ・カルスト地域学術調査委員会が絶滅危惧種のリュウキュウユビナガコウモリの出産等を確認するために、ことしの夏調査を申し込んでいるけれども、県は許可していないということなんですけれども、それはなぜでしょう。

○栄野川盛信新石垣空港課長 カラ・カルスト地域学術調査委員会というのがありますけれども、今年度県のほうはですね、今年度の夏の調査を5月29日から6月4日と、6月27日から7月3日の2回に分けて、コウモリの出産の時期がずれるものですから2回に分けて実施をしております。この学術調査委員会からは、県が調査をしている中間のです。6月13日から16日まで、その自分たちの、その先生方の都合に合わせて調査をしたいという申し出があったんですけれども、県のほうとしましては、専門家の先生の意見も聞いてはいるんですけれども、たびたびその出産、保育時期に調査が繰り返されるとコウモリの生態に影響を与えるということですね、県のほうはそのディスターブ、攪乱というのですか、その攪乱と工事中の安全を期すという観点から、その時期は御遠慮願いたいということで回答してございます。その後、カラ・カルスト地域学術調査委員会から県の調査時期に合わせてもよいということで調整をしまして、6月27日から7月3日までの間については調査をしましょうということで提案をしたんですが、カラ・カルスト地域学術調査委員会としては先生方の都合がつかなくなったということでですね、今年度は一応調査は断念するという回答はいただいております。

○玉城ノブ子委員 ぜひですね、これはまあリュウキュウユビナガコウモリの出産等が予定中の洞窟が唯一の出産洞になっている可能性が極めて高いというわけですから、きちんとした調査がやっぱり必要じゃないかと思うので、これは専門家の皆さんとちゃんと意見交換して、きちんとした調査ができるようにぜひ対応してほしいと思うんです。

○**栄野川盛信新石垣空港課長** 石垣島には3種のコウモリがおりまして、ヤエヤマコキクガシラコウモリ、それからカグラコウモリ、それからリュウキュウユビナガコウモリの3種がおりまして、リュウキュウユビナガコウモリ以外の2種については石垣島の中で出産、保育場所が一応確認されているんですが、リュウキュウユビナガコウモリに関しては確認されていないということで、県のほうは空港周辺の5洞窟について、平成13年度から継続的に調査をしております、県のその出産、保育洞の判断基準といたしましては、その洞窟内で生まれたばかりの幼獣をですね、それが確認できないと、そこは出産、保育洞ではないということで、県も専門のそういった検討委員会を設置しております、そういった判断基準になっております。カラ・カルストの地域学術調査団からは妊娠個体といいますか、そのおなかにその子供を抱えているそのコウモリを捕まえたということで、可能性が高いと言っているんですけども、県としては、県の持っている判断基準が違いますので、県は継続して今後も調査を進めていってですね、この出産保育洞であればそれなりの対応をしていきたいと考えております。

○**比嘉京子委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** きょうの新聞記事の関連でちょっとお伺いしたいんですけども、見出しにも、建設計画にも影響が出そうだと出ていますし、あと栄野川課長のコメントでも思ったより時間がかかりそうだと。そういうのが載っているんですが、どんな感じなんでしょうか。影響出そうなんでしょうか。

○**栄野川盛信新石垣空港課長** 新聞の記事に思ったより時間がかかりそうだと書かれているんですけども、きのう実は13時10分からこの調査に向けて関係者に向けてきょう調査に入っている関係者に、マスコミにも公開して、事前ミーティングということで行ったんですけども、その中で、記者の方から聞かれまして、私は、現地調査の結果を踏まえて対応を検討することになると回答したつもりなんですけれども、思ったより時間がかかるととらえられてしまったようですね。これについては、ちょっと事実とは違うんじゃないかなと思っています。事業に対する影響としましては、先ほども図面にありますように空港の着陸帯から外れた場所に位置しております、事業そのものにはそれほど影響はしないのかなと考えております。

○新垣安弘委員 これもまた新聞記事からなんですが、山内氏が1トン近くの土砂を持ち出しているとおっしゃっていましたでしょう。これは2007年にこの教育庁と文化庁が合同で調査をした際に80袋の土を持ち出しているとなってるんですが、一緒に調査をやっているながらこれだけの1トン近くの土を持ち出すことを知らなかったとか、そういうことというのはあるんでしょうか。要は勝手に持ち出したからそれを批判しているわけですよ、県はね。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 2007年ではなくて、2008年の5月ではないでしょうか。

○新垣安弘委員 5月ね。発見したのが2008年。5月だ、ちょうど。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 5月にちょうど文化課と人骨がある箇所を調査しようということで合同で調査しておりますので、そのときにただ持ち出しと。そのときに80袋持ち出して気づかなかったのかというのはございませうけど、邪魔になるような狭い洞窟なものですから、洞窟の中の邪魔になるような土砂を持っていつているのかなというふうなとらえ方をしたのかなと思っておりますけれども。ただ本来でしたら、遺物とかそういうものを骨とか何とか入っているんですしたら、やはりこれは県に提出をすべきだと考えております。

○新垣安弘委員 この持ち出した土砂を調査したら人骨も出てきて云々ということになってきているわけですよ。これ自体が今すごく一つは問題になっていて、県はその持ち出したことを批判しているわけでしょう。こんな大事なことが、こういう食い違いがあるというのは、これは原因はどこにあるんですか。

○新垣盛勇新石垣空港統括監 原因といいますか、まあ基本的にその沖縄鍾乳洞協会の方には測量調査を委託しているわけですね。それで洞窟の形状を調べると狭い洞窟なものですから、潜ってもらったりしてやっているわけですけど。確かに、そのときに邪魔になるような土とかそういうものは袋に入れてちょっと外に出したりして中に入っていると思いますけれども。その自分たちの調査とですね、調査が文化財調査は入っていないわけですね。文化財調査になるようなその遺物までみんな持ち出して、それをまた自分で愛知教育大学とかに分析を依頼したという状況でございます。

○新垣安弘委員 その分析を依頼して、その結果あの大事な内容が出てきたと

いうことになっているんですか。

○新垣盛勇新石垣空港統括監　そういうことでございます。ことし5月にその報告がございました。そういう持ち出した物を分析した結果、こういうものが出てきましたと、というような話がございました。

○新垣安弘委員　じゃあその持ち出した、勝手に持ち出して分析させたらこういう大事な物が出てきたということになっているんですよね。で、勝手に持ち出したことを県は嚴重注意しているわけですよ。持ち出さないでそのことをやらなかったらこの重要な文化財は出て来なかったということになるわけですか。

○新垣盛勇新石垣空港統括監　その場所については、文化課と県埋蔵文化財センターとかが調査をしているわけですから、その県埋蔵文化財センター等でこれらの物を見つけてまた調査をしたことになると思います。

○新垣安弘委員　最後に1点だけ。その山内さん、沖縄鍾乳洞協会と県との関係というのは、要は一緒に、良好な関係でこれから調査をやっていく関係なのか。それとも勝手に持ち出したことを批判したりとかいろいろなっていますので、そういう県と土木建築部だけじゃないと思うんですが、教育庁との関係もあると思うんですけど、このNPOと県との関係というのはどんな関係でこれから進んでいくんですかね。

○新垣盛勇新石垣空港統括監　どんな関係と言われるとちょっとあれですけど、沖縄鍾乳洞協会が、もう勝手にその県の空港内の洞窟から持ち出したことについては非常に遺憾なことだと思っております。それは県とか文化課が本来でしたら正当な文化財の調査を行うことを妨害したのではないかと考えております。ただ今回の、また調査をきのうからやっているわけですがけれども、やはりそれとは別に実際に山内さんたちが調査をしてそういう物が出てきたのであれば、これじゃあみんな調査をしてみましよう。どこにどういう物があったかも確認して、今後また調査が必要でしたら、また調査を行いましようということで今回きのうからの調査をやっているわけです。

○比嘉京子委員長　ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 二、三点お尋ねしたいんですけども。空港ターミナル株式会社についてお尋ねしますが。2月議会の時点では、まだ資本金のほうも出資者のほうがまだ集まっていなくてですね、ほとんど5月下旬出資予定とかいうことで報告があったんですが、その後の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○栄野川盛信新石垣空港課長 今年度から空港ターミナル株式会社の那覇事務所が開所されて、職員もこちらのほうに配置されて本格的に会社業務がスタートしております。出資につきましては、去年までは県が立ち上げの母体といたしますか、事務局的な立場でですね、出資を各企業ですとか一応お願いしてきておりまして、去年段階でも予定企業については前向きに一応対応するというものであります。ことし、会社のほうで4月と5月に沖縄本島内の企業、地元の企業のほうに出資の依頼をしておりまして、各企業からは一定の理解を示していただいているということでございます。当初、出資につきましては6月までにと考えていたんですけども、会社のほうでやはり企業回りをしますと各企業の事情とかいろいろありまして、少しおくれることになるのかなと思っております。

○辻野ヒロ子委員 ほとんど5月下旬までには出資予定ということでの報告だったんですが、その後の状況がおくれているということなんですね。それと株式の発行とかですね、そういうもののスケジュールとか、会社に対するですね、すべてのものを含めての今後のスケジュールについても伺いたいと思います。

○栄野川盛信新石垣空港課長 株券の発行じゃなくて一応出資をしますと、それなりにその株を持つことになるんですけども、今会社のほうに聞きますと、9月、遅くとも12月までには今年度予定の増資といたしますか、それを一応進めていきたいと聞いております。

○辻野ヒロ子委員 それとですね、空港ターミナルの本業であるテナントの件ですけども、ちまたでよく自分たちも出資するからテナントには入れるのかとかですね、結構そういう問い合わせが多いんですよ。それでそういうテナントについてどういうふうな方法で今後やっていくのかですね。透明性も考えながらやらなきゃならないと思うんですけども、そのあたりちょっと教えてい

ただきたい。

○栄野川盛信新石垣空港課長 テナントの募集についても会社のほうが行うことになるんですけども、やはり透明性とかあるいは地域経済へのいろんな効果とかですね、それを踏まえて会社のほうでしかるべき選定基準を今後一応設けて選定していくことになるかと考えております。

○辻野ヒロ子委員 例えば出資額が大きいとその権限が大きくなるのかですね、そのあたりも含めていろんなことが地元で議論されているようですけれども、そのあたりとかはまだ基準とかはできていないんでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 はい、基準はまだ一応できてはいないんですけども、県としましては、この空港ターミナルビルにつきましては非常に公共性、公益性の高い施設ということでありまして、出資をしている企業とテナントとは直接は結びつかない。逆に、見返りを求めないような企業に今出資をお願いしております。やはり、出資額に見合う見返りとしてテナントに入るといふことになりますと、やはり会社の今後の経営にいろいろ影響があると思しますので、そこら辺はないような形で、基準はですね、今会社のほうでつくっていると考えています。

○辻野ヒロ子委員 今の点でよくわかりました。いろいろとですね、そういう疑問点を投げかけて、出資の問題で、出資をしたいけれどもテナントのほうがちやんともらえるのかとかですね、金額が大きければよいのかといういろんな問い合わせがあるものですから。そのあたりをきちっと基準をつくっていただいて、透明性の確保というのも大事だと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

それから、アクセス道路に関する宮良地域からの住環境の整備ということで去年12月にですね、要請が出ていると思うんですけども、その点、6月に知事が石垣市のほうに来島なさったときも、直接要請がされているんですね。その件について県の見解を伺いたいんですが。

○親里末守道路街路課長 アクセス道路の整備に際しまして、地元の白保地域、宮良地域のほうから7項目の要望等が出されております。その7項目につきまして、基本的に道路事業でできるというものにつきましては展望台とか、駐車場とか、ポケットパーク等ございますが、私どもの道路事業で制度的にも、生

産的にも厳しいものと見受けられますので、地元石垣市と調整しながら進めていきたいということでございます。

○辻野ヒロ子委員 7項目で結構ハード面が多いんですよね。宮良湾の船着き場の問題ですとかね、宮良川河口の土砂の問題とかいろいろありますけれども、そのあたり地元と連携をしながらできるものはまたやってあげるということで。宮良地域が結構、空港問題で30年間いろいろもめまして、牧中案とかありまして。また今回もアクセス道路について、一番被害をこうむるのは宮良地域だというような言い方をして公民館からも強い要請も、私も同行しましたけれども、知事に要請をしておりましたので、その点をぜひ前向きにできるものからやっていただけたらと思います。もう一度最後に決意の答弁をお願いします。

○親里末守道路街路課長 新石垣アクセスルートにつきましては長年のいろいろな地域間の調整とかがございまして、昨年8月にそのルートが決まったということで、私ども非常にうれしく思っております。その後のですね、地元との調整、それから地元からの要請等もいろいろ受けておりますので、そういった要請等につきましては、私ども道路事業だけではなくてですね、あの地元とか他の課とも連携しながら誠心誠意できるものを積極的に進めていきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

○辻野ヒロ子委員 それとですね、つけかえ道路ですけれども、先ほどの説明で、9月の中旬には完成予定ということですが、せんだって現場を見たときにちょうど空港ターミナルの本当に景観のよい海の見えるところにつけかえ道路のあれがくるんですね。それで私は、そこは電線の地中化をしないと景観が損なわれるんじゃないかという感じを受けたんですけれども、そういう計画はないのでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 つけかえ道路といいますか、取りつけ道路ということで、一般県道の新川白保線という路線を国道から空港ターミナルまで延長して、道路そのものは一応ほぼ整備は終わっております。今御指摘の電線地中化につきましては、台風常襲地帯でもありますし、非常に風の強い場所でもありますので、やはり電線地中化が必要ではないかということで、所管している道路管理課のほうに要望はしております。

○辻野ヒロ子委員 当時の空港課長ともそのときにいろいろ現場を見て話しし

たんですけれども、ぜひですね、本当に一番大事なところなんです。そこは空港ターミナルから見る場所になりますので、そのあたりを見学とかいろんなものの計画もありますので、電線類は地中化したほうが良いという強い思いを持っていますので、その件はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**栄野川盛信新石垣空港課長** 電線地中化はちょっとハードルが高いところがあるんですけれども、実現に向けて頑張りたいと思ひます。

○**辻野ヒロ子委員** きょう地元の新聞にも大きく洞窟の再調査の件が載っております、きのうから調査が始まっておりますけれども、大変また心配もしております。工事のおくれがないのか、先ほどの答弁で工事には支障ないということなんですけれども。ぜひですね、これを調査結果をまた踏まえて今後の対応が話し合われると思うんですけれども、これ以上延ばしてはいけないという強い思いも地元として持っていますので、そのあたりの対応をきちっとしていただいて、最後に土木建築部長の決意のほどをお聞きして終わりたいと思ひます。

○**仲田文昭土木建築部長** この工事につきましては、その都度新しい場面が出てきているものと思ひます。それにつきましては、今回のものにつきましてもお互いが全部発見した人とかしかるべき専門家の皆さんと一緒に調査をやっていくということでございます。そういうことで、平成24年度の完成に向けて頑張っているわけでございますので、また補正予算もですね、15億円もございまして、この進捗について早めていこうと思ひますので、またその中にはきちっとやるべき調査とか、そういったものについては平成24年度に開港ができるように努めていきたいと思ひます。以上でございます。

○**辻野ヒロ子委員** 1つだけつけ加えて、最後に。工事の地元業者への分離分割というのも耳にたこができるくらいもう聞かされていると思うんですけれども、これも地元の今厳しい状況の中で、皆さんの強い要望があると思ひますので、その点も踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○**比嘉京子委員長** ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** ちょっとポイントだけ何点か確認、教えていただきたいと

思います。ちょっと工程を聞きます。非常にせっぱ詰まった工程になってきているんですが、平成24年度の完了までの予算の確保についてですね、県が要求するだけの予算の確保はできていますか。それから今回の暫定予算でどれくらいもらえて進捗率を上げたのか、今後の見通し、予定等その辺がもしわかれば教えていただきたい。

○栄野川盛信新石垣空港課長 予算確保の見通しですけれども、国から一応補助をいただいて整備を進めているんですけれども、やっぱり国としても新石垣空港整備の緊急性、必要性の観点から、予算につきましては我々が要求するとおり、場合によってはそれ以上に予算が確保されておりまして、今後とも厳しい経済状況の中ではあるんですけれども、新石垣空港の必要性、緊急性にかんがみて十分な予算が確保されるのではないかなと考えております。知事のほうもしかるべき、じきじきにですね、要請とか赴いておりまして、一生懸命予算確保に努めているところであります。今後とも、見通しは可能ではないのかなと思っております。あと追加予算ですけれども、先ほど土木建築部長のほうから今年度追加経済対策として15億円の補正予算が計上されておりまして、事業費ベースでは当初予算に比べまして、大体4%くらいの進捗、促進が図られるものと考えられております。

○座喜味一幸委員 結構、予算を確保できるということなんでね。今度は今後予想される問題、土地収用のほうは大分手続は済んでいるようですが、今後考えられる工程に関する障害、環境用地を含めて、大きな問題になると予想される案件はありますか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 現在、先ほど御説明いたしましたとおり、土地収用の手続を進めております。共有地権者の方が718名ということで、かなり多い。しかも本土に9割以上の方が所在しているということで、これから公開審理ですとか、いろいろ主要な手続にいわゆる本格化していくんですけれども、どうしても数が多いということでですね、その人、住所の特定とか、いろいろ周知の特定とか、周知に時間を要するとかということで、少し懸念されるころはありますけれども。県のほうは、いろいろな駐留米軍関係の収用とかそういうのも収用委員会のほうでやっておりますので、何とかその事業計画に支障がないような形でできるのかなと思っております。あと1点は、これは県が直接ではないんですけれども、国のほうが例えば共有地権者が主体ではあるんですけれども、反対派のほうからはいろいろ訴訟を提起されております。例えば

空港事業の根幹であります飛行場設置許可処分の取り消し訴訟ですとか、土地利用法の事業認定の行政処分に対する取り消し訴訟というのが提起されておりました、そこも県は国と連携しながら一応進めているんですけども、そういう訴訟関係がその心配なところがございます。

○座喜味一幸委員 そうですね、少し気になるところで、今度は技術論で余計なことを心配すると言われるかもしれないんだけど、平成22年9月までにはある程度土地のめどがついたとしても、残り2年なんですよね、供用開始までに。そのときに先ほど出ていた400何十万立米。切り土、盛り土、カットバンクができるとあるんですけども、所によって相当のその盛り土の部分とか出てくると思うんですけども、圧密の対策等、もう一つは空洞処理の問題、それは技術的に気になるんですけども、プロの先生方の御意見を聞かせてください。

○栄野川盛信新石垣空港課長 土工につきましては、今年度430万立方メートル近くということで、ピークを一応迎えておりました、今年度ではほぼ用地造成工事はめどがつくものと考えております。あと、高盛り土箇所としまして、一番高いところで25メートルほどの盛り土があるんですけども、そこにつきましては先ほどあの収用の図面が出ておりました箇所に位置しておりました、圧密対策につきましては例えば空港の場合は滑走路の下とか、誘導路の下ですとか、その箇所については強度の大きい岩を使って一応盛り土するようなゾーニング設計ということはやっておりました、そういう対策もとっております。沈下対策としては、動態観測ということで、そういう沈下計を埋め込みまして、それで観測をしながら仮に沈下が大きければ何らかの対策ですとか、あるいは余盛りをするとかですね、ということをやっております。あと、空洞対策につきましては、滑走路を横断する、あるいは滑走路と並行する洞窟につきましては、これは空洞対策工としまして航空機の安全運行に支障がないようになりか、でっかいアーチ状の構造物、空洞対策工を洞窟の上に設置をしまして、仮にこの洞窟が壊れた場合でも、空港の安全性には影響がない形で対策をとりながら、現在、整備を進めております。以上です。

○座喜味一幸委員 はい、わかりました。あの、もう一点だけですね。ちょっとこれは何か夢みたいな話なんですけれども。特に、石垣空港、新石垣空港、我々先島を含めて非常に新空港ができたときの観光客の数、それから物流の改善というのは物すごいものがあると思って非常に期待しているんですが。ゆくゆくその時代の変わり目の中で、僕は新石垣空港、台湾、マカオ、香港と含め

での外国とのその乗り入れ、交流というものが非常にふえてくるんじゃないのかなという個人的に意見を持っているんですが。そういう地元からですね、将来の外国との乗り入れの意見だとか、国際線としての機能を将来持たせだとか要望等々は出ていませんか。それに対する何か対策とか、県はどのようにお考えでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 八重山圏域と台湾が一番近接しているということで、地元の動きとしましては、石垣市長のほうが台湾には2300万人ほどの人口があって、やはりあの台湾との交流をすることによって今後の観光振興につながるんじゃないかということで、いろいろ三市町ともどもですね、いろいろ台湾とかそこの交流に向けていろいろ展開をしていると聞いております。ただ、県としましてはやはり今後の経済振興といいますか、地域振興の観点からも外国とのそういった交流、あるいは観光振興というのは重要と考えておりますけれども、個々については、観光商工部ですね、そこのタイアップとか、あるいは企画部とまたそういった関係もありますので、それについてはやはり進めていくことは非常に重要なことだと思っております。

○座喜味一幸委員 空港ターミナルの中にですね、260万人の観光客等が見込まれる場合は、必ず沖縄は那覇空港経由ではなくて本土からの石垣市との単独往来というようなことが考えられるんですがね。この免税制度の活用、要するにD F S等ですね、石垣空港売店の中に免税店等ですね、D F Sのほうに取り入れ、入れ込みというのは必要なのかなと私個人的に思っているんですが、空港ターミナル株式会社の設立の中で、そういう案件というのはいつごろから議論されているんでしょうか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 D F Sにつきましては、これは基本計画を策定する中で議論されておまして、やはり今後の空港ターミナルビルの経営とか大きく影響するだろうということがあります。D F Sのほうからも新石垣空港に進出をしたいという意向があるとは聞いておまして、今後、ビルの設計なり、テナントの募集の際にD F Sについても検討していくことになるかと思っております。

○座喜味一幸委員 大変ありがとうございました。非常に厳しい中で、予算執行、いろんな調整などもあるかと思うんですけど、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 この前、静岡空港が供用開始しましたが、進入表面で障害物があったことで、知事が辞職するという事になったんですが、今写真を見ていて、今進入灯籠橋梁工事を見ているとね、ちょっと心配になりました。新石垣空港の進入表面、宮良高台からどれくらいの余裕があるんですか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 進入表面と宮良高台のクリアランス、その高さについては、4.6メートルから4.8メートル、一番低いところですね、というような設計がなされております。この理由としましては、宮良台地が有用農地ということで、営農に支障がないような高さということで空港の位置を選定するときですね、その高さで設定されております。

○高嶺善伸委員 その供用開始までに、現在ある障害物、木々なども含め撤去必要な物がありますか。

○栄野川盛信新石垣空港課長 牧場のサイロですとか、道路にある電柱ですとか、それから農地に生えている木ですね、撤去する必要があります。

○高嶺善伸委員 それでね、とにかくこっちしか場所はなかったもので、今さらどうこうじゃないが、進入表面の確保という法的な制約上ね、その工事中、供用開始まで支障がないように障害物関係の協力をお願いすることとか、工程上の並行処理をするために非常に慎重にやってもらいたいんですよ。そういう意味では、これから用地造成の用地取得だけじゃなくて、宮良地域のその関係者の皆さんに協力をお願いしないといけないと思いますが、これからのスケジュールを聞かせてください。

○栄野川盛信新石垣空港課長 この制限表面に係る土地につきましても、土地収用の手続の中で把握しておりまして、こちらについては収用ではなくて、土地の使用ということで事業認定は受けておりまして、今は手続保留ということで、本体の用地の取得に時間を要するという事ですのでその分の収用をしているんですけれども。ある時期にですね、今度その使用の手続に入るということになるかと思っております。それまでは任意で地権者ですとか、あるいは物件の所有者

の御理解と御協力を得ながら、その撤去なり進めていくということで現場のほうで対応しております。こちらでも供用開始に支障がないようにということで、手続はとってございます。

○高嶺善伸委員　それで収用手続をとらない以上、利害関係人の同意が得られるというのが前提だから、その辺はちゃんと同意はとってありますか。

○栄野川盛信新石垣空港課長　その同意に向けてですね、これまで地権者の方々には何度かお会いをしまして、そういう同意を得る努力はしてございます。

○高嶺善伸委員　だからそういう努力をするのではなくて、並行してやらないといざとなったら撤去すべき障害物が撤去できない、同意が得られない、収用が間に合わないということになると同じようなケースになるんですよ。もう少し誠意を持って利害関係者との話し合い、同意を書面で取りつける、撤去等の適切な補償、そういう工事ですね、こういうのを並行していかないと、後回しにしたものが一番ネックになる場合があるんですよ。その辺について土木建築部長、はっきりスケジュールを示して宮良地域の高台の関係者とですね、信頼関係でいい仕事に取り組むべきじゃないですか。

○仲田文昭土木建築部長　私ども、当然本体のほうに、土地収用のほうに力を入れてきていまして、今回導入表面関係、さっき説明しましたように、使用ということでね、現場は取得していないんですけど、こっちは使いたいということで2つに分けておりますので。それをまた我々事業認定の中で、それはもう既に手続は終わっています。しかしながら任意にですね、地権者と権利者の合意を得る必要があると思いますので、今後これから信頼関係を築けるように交渉に入っていきたいと考えております。

○比嘉京子委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員　1点だけ。30年間、長い間空港問題、幸いに順調に予算もついて800名余りの反対派、これも今収用手続をやっているという、非常にありがたいことだなあと思っております。長い間、僕はこの新石垣空港にタッチしてきたんですが、非常に県も努力している。地元がですね、こういう800名余りを排除するくらいの気持ちを持たないといけないわけですよ、石垣市長を先

頭に。これが見られない。こういうのは、やはり地元が潤う、地元がこういう問題を解決するくらいの気持ちを持たないといけないわけですよ。長い間ね、私は本当に県の姿勢を10年余り見ていて立派だなあと思っているんですよ。平成25年3月に開港する予定がありますが、全力でですね、1日も早く完成をして地域が潤うように頑張っていたきたい。これ要望でございます。以上です。

○比嘉京子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 質疑なしを認めます。

以上で、新石垣空港整備事業の進捗状況について質疑を終結いたします。
説明員の皆様、大変御苦労さまでございました。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○比嘉京子委員 再開いたします。

陳情等の質疑についてすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の採決、順序及び方法などについて協議)

○比嘉京子委員 再開いたします。

お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中継続審査調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど閉会中継続審査調査すべきものと決定いたしました陳情3件とお手元に配付してあります付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「御異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次に、先ほど議決いたしました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしを認めます。

よってさよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 比嘉京子